

総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価 評価結果(案) の概要

平成19年11月28日
総合科学技術会議
評価専門調査会

1 大規模新規研究開発の事前評価

(内閣府設置法に基づき、総合科学技術会議が実施する評価)

□ 評価対象

- 平成20年度から実施が予定される国費総額が約300億円以上の大規模新規研究開発

□ 評価結果案の概要

①「地域イノベーション協創プログラム」【経済産業省】

国費総額(見込み) 550億円 (5年間)、競争的資金等

➡ 実施することが適当

②「イノベーション創出基礎的研究推進事業」【農林水産省】

国費総額(見込み) 864億円 (8年間)、競争的資金

➡ 農林水産業分野以外の人材活用や人員拡充を行い、広範な分野の専門家から構成される審査・評価体制を構築した上で、実施することが適当

③「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」【農林水産省】

国費総額(見込み) 720億円 (8年間)、競争的資金

➡ 多様な技術的課題解決等に繋がるよう、現場も含め広範な分野の専門家で構成される審査・評価体制を構築した上で、実施することが適当

2 ①地域イノベーション協創プログラム【経済産業省】

プログラムの概要

- 地域イノベーション創出のための基盤形成、及び産学が連携して事業化を目指す研究開発支援のため、これらに必要な事業を統合してプログラム化
- 実用化を目的とするリスクの高い研究開発を対象とし、補助金化等により研究開発実施者の責任を明確化して、事業化の一層の促進を目指す

評価結果

地方の再生が主要な政策課題となる中、必要性・緊急性が高く、事業化の一層の促進を図る制度設計となっていることから、以下の事項に取り組みつつ、実施することが適当。

□ 実施にあたり取り組むべき事項

- ① 科学技術振興により地域発展を目指す各種施策と共同し相乗効果を発揮
- ② 種々の事業化要件における企業ニーズと技術シーズを高精度でマッチング
- ③ 地域の強みを活かし、国際競争力のある事業・産業創出を導く研究開発を推進

3 ②イノベーション創出基礎的研究推進事業【農林水産省】

プログラムの概要

- (独)農研機構が生物系特定産業分野の技術シーズ開発とその実用化等を競争的資金制度により推進
- 競争的資金制度の改革方向に沿って、基礎から応用まで研究をシームレスに支援する等の制度・運営改善に取り組む

評価結果

イノベーション創出や透明・公正な審査・評価の実施を推進する観点から、農林水産業以外の産業界の人材等を活用するなどにより人員も拡充し、広範な分野の専門家から構成される審査・評価体制をまず構築すべき。その上で以下の事項に取り組みつつ実施することが適当。

□ 実施にあたり取り組むべき事項

- ① 農林水産業・食品産業の発展に向けた基礎的研究に重点化して推進
- ② (独)農研機構において、定期的に制度評価を実施し、制度改善に活用
- ③ 研究開発成果の広報等を強化し、新事業・新産業創出等を促進

4 ③新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

【農林水産省】

プログラムの概要

- 競争的資金制度の特徴を活かして、農林水産業・食品産業の現場の技術的課題解決に向けた実用技術の開発を推進
- 競争的資金制度の改革方向に沿って、POの大幅増員により研究課題の進行管理体制を改善

評価結果

多様な技術的課題解決や透明・公正な審査・評価の実施を推進する観点から、現場も含め幅広い分野の専門家で構成される審査・評価体制をまず構築すべき。その上で以下の事項に取り組みつつ実施することが適当。

□ 実施にあたり取り組むべき事項

- ① プロジェクト研究との役割分担を明確にして効果的・効率的に実施
- ② 事業対象とする研究領域の技術的課題や研究開発目標を明示して、実効的な研究開発成果を創出
- ③ 産業界・現場から積極的にPOを登用し、また、POと関連政策部局等との連携を強化して効果的・効率的に推進

5 評価の目的、評価の実施方法

□ 評価の目的

- 内閣府設置法において、総合科学技術会議は国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされている
- 平成20年度から実施が予定されている、国費総額が約300億円以上の大規模新規研究開発について、国家的に重要な研究開発として事前評価を実施
- 評価結果を関係大臣に通知し、研究開発の効果的・効率的な遂行を促進

□ 評価の実施方法

- 外部有識者を含む評価検討会を評価専門調査会に設置し、調査・検討
- 評価専門調査会において評価報告書案を検討し、本会議で審議、決定